

松下幸之助記念財団 研究助成
研究報告

【氏名】松本涼

【所属】(助成決定時) 京都大学大学院文学研究科 西洋史学専修(博士後期課程)

【研究題目】

13世紀後半アイスランドにおける統治実践 一王の従士と極北のアイデンティティ

【研究の目的】

本研究では13世紀後半のアイスランドの社会変化、とくに王権受容にともなう法改正・行政制度の変化とそれに応じた統治実践のあり方を考察した。アイスランドは、870年頃に始まるノルウェー・ヴァイキング主導の植民によりつくられた社会である。930年頃に大規模な植民の終了とともに全島に共通の法と集会制度が整えられ、以後300年以上、王やそれに類する上級権力を持たない「自由国」(*þjóðveldi* -近代以降の呼称)が続いたと伝えられる。しかし13世紀までには少数の有力家系へ権力・富の集中が進み、抗争の激化を経て、1262/64年にアイスランドは故地ノルウェーの王権に臣従と貢税を誓うことになる。そのような政治体制の変化期において、アイスランド住民、とくに王の従士(直屬家臣)となったアイスランド人エリートたちが、ノルウェー宮廷とどのような関係を結び、王権下の統治実践に関与していたのかを分析した。

【研究の内容・方法】

本研究の成果は、2012年1月にアイスランド大学中世学修士課程に提出予定の修士論文、*No Longer a Feuding Society? - Legal Practice and Kingship in Late 13th-Century Iceland*(『フェーデ社会の行方:13世紀後半アイスランドにおける法実践と王権』)の第4章・第5章を構成する。

ノルウェー王マグヌス・ホーコンソンは、1271年に『ヤールンシーザ』、1280年に『ヨーンスポーク』と呼ばれる新法典をアイスランドに送った。中央集権化をめざしたこの新法は、王の役人による集会・裁判の管理、犯罪行為に対する罰金の導入など、当事者主義にもとづく従来のアイスランドの法慣習とは大きく異なる。ただ、先行研究は王権がもたらした法制度の変化の大きさを強調しつつも、その法規定上の変化が、アイスランド統治の実態にどう影響したのかについて十分に明らかにしていない。その主たる理由は、1262年以降を対象とする叙述史料の激減である。しかし本研究では、残された希少な叙述史料のひとつ『司教アールニのサガ』を、ロプト・ヘルガソンという一人のアイスランド人の足跡に着目して読み直すことにより、1270~80年代における王権とアイスランド臣民間の紛争のコンテキストを再構成した。

ロプトは司教アールニの甥にあたり、聖職者ではないが、司教座聖堂スカールホルトの財産管理人であった。彼は1277~78年に、ノルウェーから派遣された王の勅使との敵対関係に巻き込まれ、1281年には新法典『ヨーンスポーク』承認に反対する司教に与したことで、王への反逆の罪に問われる。司教の一貫した保護はあったものの、ロプトは王の従士たちの圧力により、反逆罪の弁明のためノルウェー渡航を余儀なくされる。彼は王との面会を許されないうまま、ノルウェーで不遇の4年間を過ごす。ついに1286年に王との面会を果たし、反逆罪の赦免を得、翌年アイスランドへ帰還する。

【結論・考察】

ロプトの経験の分析から、以下の知見を得た。まず、ロプトは従士以外でノルウェー宮廷へ召喚された、史料上確認できる最初の例であり、王による召喚という制度の浸透が指摘できる。また、1270～80年代には、アイスランド人従士にはノルウェー人従士と同等の権限は認められておらず、彼らは宮廷の理念と政策を知りつつも、アイスランドにおいては地元住民との利害関係に配慮し行動を決めていた。さらに、「忠誠誓約」の捉え方の違いも看取された。地上における神の代理人を志向したノルウェー王は、その臣下に、王の現前／不在にかかわらず恒常的な服従の証としての忠誠誓約を求めたが、アイスランド住民はあくまで互恵的な支配―被支配関係を想定しており、忠誠誓約をあくまで支配者への条件付の忠誠を約すものと捉え、王との間に政治的交渉の余地は十分にあると考えていた。アイスランドという極地では、王権への臣従を通して、住民の考え方と行動様式は容易には変わらなかったのである。